

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「豊かな心を持ち、学び合い、ともに育つことのできる葛城の子の育成」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

この方針については保護者、地域に対しても説明する機会を持つ。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が精神的な苦痛を感じているものをいう。なお起こった場所は学校の内外を問わない。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるので、背景にある事情を調べ、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめ防止のための組織

1 名称 いじめ不登校対策委員会

構成員 校長・教頭・教務・首席・生活指導部会主任
支援学級担当・養護教諭・当該児童担任

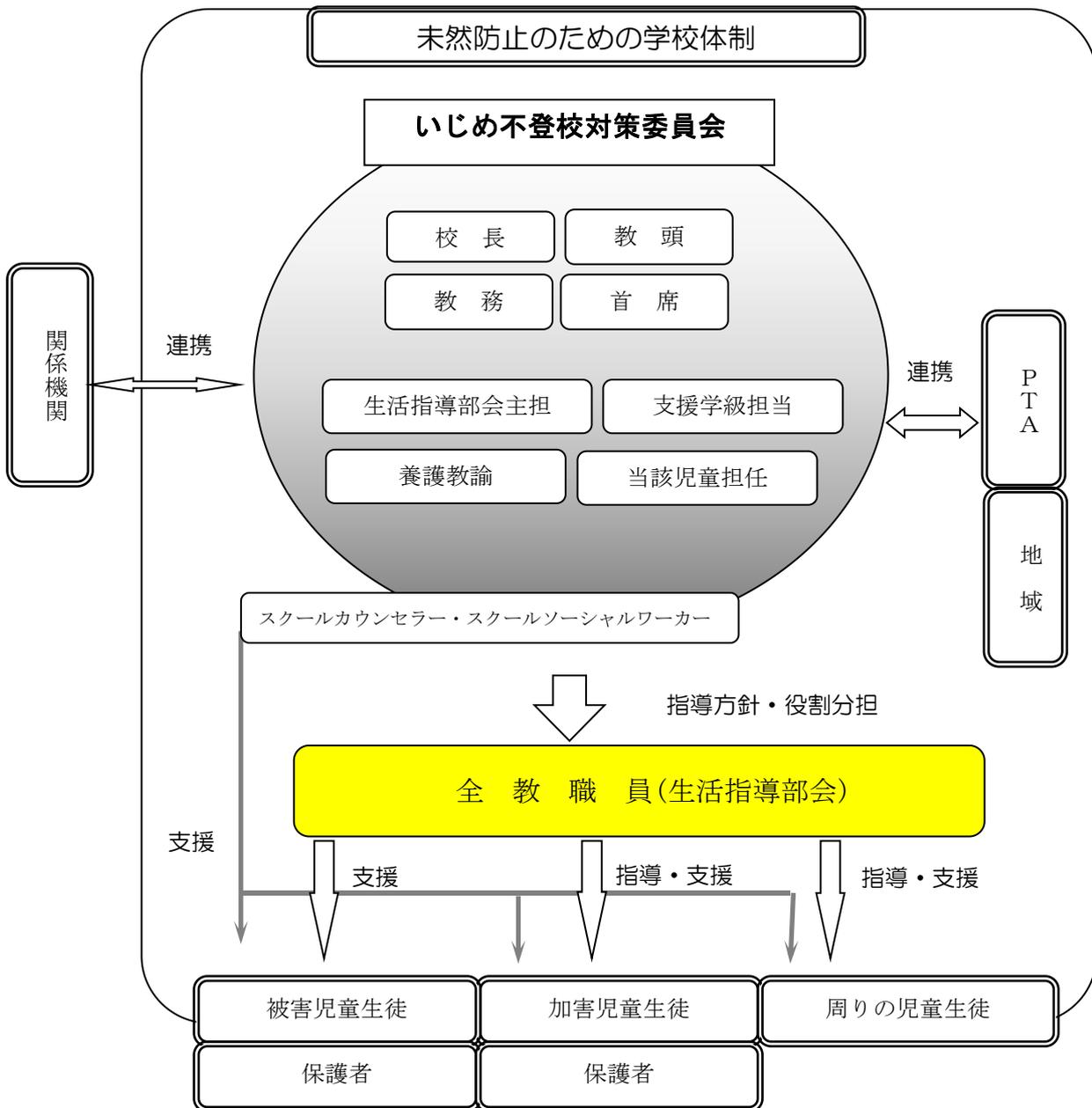
(必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーも含む)

む)

活動 いじめ防止基本方針の企画立案、見直し
教職員の資質向上のための校内研修
必要に応じ開催

- 2名称 生活指導部会
 活動 いじめ未然防止
 いじめの対応
 年間計画の企画と実施と進捗状況のチェック
 各取り組みの有用性の検証
 毎月1回開催、問題発生時はその都度必要に応じ開催
 構成員 小規模校のため全職員を構成員とする。

4 学校体制



5 取り組み状況の把握と検証

生活指導部会は、各学期末に取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。

学校評価アンケートにもいじめに関する項目を設け。検証する

6 年間計画

| | |
|------|--|
| 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○第一回いじめ不登校対策委員会(年間計画の確認) ○「学校いじめ防止基本方針」の HP 更新 ○今年度の重点目標と具体的取り組み ○「学校のやくそく」(保護者用、児童用)配布 ○日常下校職員配置 ○集団下校(名簿作成) ○生指取り組み(学校のやくそく確認) |
| 5 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○第一回いじめアンケート実施 ○夏の標準服確認 |
| 6 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○第二回いじめ不登校対策委員会(生活指導部会) ○いじめ対応プログラム ○集団下校① ○不審者対応訓練 ○安全週間 安全指導立ち番 |
| 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会 ○夏休み前の「かつらぎ」配布 ○生指取り組み(夏休みの過ごし方) ○民生児童委員さんとの意見交流会 |
| 8 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○校内研 |
| 9 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○生指取り組み(充実した2学期にするために) ○第三回いじめ不登校対策委員会(生活指導部会) |
| 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○集団下校② ○祭り前の「かつらぎ」配布 ○冬の標準服確認 |
| 11 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○第四回いじめ不登校対策委員会(生活指導部会) ○かつらぎ学級との交流会 ○国際理解 |
| 12 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談会 ○冬休み前の「かつらぎ」配布 ○生指取り組み(冬休みの過ごし方) |
| 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○生指取り組み(充実した3学期にするために) ○第五回いじめ不登校対策委員会(生活指導部会) ○集団下校③ ○日曜参観(人権授業) ○校区内巡視 |
| 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ未然防止取り組み(振り返り) ○第二回いじめアンケート実施 ○民生児童委員さんとの意見交流会 |
| 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ○春休み前の「かつらぎ」6年生用 ver・他学年用 ver 配布 ○第四回いじめ不登校対策委員会(生活指導部会) |

第2章 いじめの未然防止のための取り組み

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。

特に、児童の自己有用感を高めることを目的として、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの防止のための措置

1.学習規律

チャイム行動の徹底

学習ルール of 徹底

立腰の推進

2.集団づくり

集団づくり・仲間づくりの充実（いじめ対応プログラムの活用）

児童委員会活動・クラブ活動の充実

3.分かる授業づくり

学習基盤の定着

言語活動の充実

授業アンケートの実施

ユニバーサルデザインの推進

4.人権学習・道徳学習の推進

いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくりの推進

自分も人も大切に思う、人権を尊重する姿を大切にする授業の推進

人権作品展への出展の推進

5.交流体験

異年齢交流の充実（たてわり活動）

人との出会い（ゲストティーチャー）の充実

6.教職員への研修

夏休み研修会(生活指導と人権教育の両立した研修会)

毎月のブロック会議・生活指導部会での交流会

第3章 いじめの早期発見のための取り組み

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。そこで、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。いじめの発見ルートは、①本人の訴え、②教職員による発見(担任・養護教諭・事務職員など)、③他か

らの情報提供(児童・保護者・地域・関係機関など)などから、多面的な情報を付き合わせて全体像を把握し、的確な対応を行う。発見した時は直ちに情報の共有を図る。

2 いじめの早期発見のための措置

1. いじめアンケートの実施

1学期と3学期に実施

2. 日常観察

朝の会や終わりの会、授業中の様子の観察を丁寧に行う

保健室等の利用状況を注視する

休憩時間中の子どもとの関係を注視する

3. 保護者地域との連携

保護者・地域との円滑な連携の図れる関係づくりの推進

第4章 いじめに対する措置、対応

1 いじめを発見した時の措置

1. レベルに応じた対応

レベル1：管理職に報告し、担任・学年が把握し、注意指導を行うレベル。
(担任・学年教員で対応し解決を図るとともに職員間で情報を共有する)

レベル2：管理職・生活指導部会主担任を含めた学校全体で共通理解を図り指導・改善を行うレベル。
(担任・学年教員とともに、管理職・生活指導部会主担任が指導し、同じことを繰り返さないよう保護者も交えて指導する。)

レベル3：警察や関係機関と連携して校内での指導を行うレベル。
(管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭で指導する。)

レベル4：教育委員会が主導的役割を担い、学校管理規則に則り出席停止措置を行い、警察等と連携し校外での指導を行うレベル。
(教育委員会が出席停止を行い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。)

レベル5：学校・教育委員会から警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体が移るレベル。
(教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り対応する。)

2 いじめの通報や相談を受けた時、発見した時

いじめの通報や相談を受けた時は真摯に傾聴し、速やかに事実の確認を行う。いじめが認知された場合は速やかにいじめ不登校対策委員会を開催しその後、全教職員で共有するとともに、教育委員会に報告相談を行う。

いじめが犯罪行為と認められた場合は所轄警察署に通報し援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するため、保護者と連携を図る。

4 いじめた児童への指導又は保護者への助言

いじめた児童には児童自身を否定するのではなく、行為を反省させ、当該児童の安心安全健全な人格の発達に配慮しながらも、毅然とした態度で指導に当たる。また保護者には協力を求めるとともに継続的な助言を与え、成長を促す。そして行為の背景や課題について分析し共感的に支える。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり同調したりしている立場の児童にもいじめをしているのと同じであるにとらえさせる指導を行う。

6 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

7 出席停止について

いじめ行為を繰り返し行う等性行不良であって、ほかの児童生徒の教育の妨げがあると認める児童生徒がある時には、教育委員会に報告又は出席停止について意見を具申する。

(貝塚市立学校運営に関する規則第14条より)

第5章 重大事態への対処

いじめの重大事態とは、いじめにより本校児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、いじめにより本校児童が年間30日を目途に学校を欠席することを余議なくされた疑いがあると認められるときと定義する。

- 1 事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 2 教育委員会と協議のうえ対応する組織を設置する。
- 3 組織において事態関係を明確にするための調査を行う。
- 4 結果については当該児童、保護者に適宜情報を提供する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査あたる。

第6章 いじめ解消の確認

いじめが起こった場合は、最低でも3か月を目安とし、児童の状況を注視する。

解消と判断するに当たっては面談等によって以下のことを被害児童、その保護者、加害児童に確認する。

- ①いじめ行為が行われていない
- ②被害児童が苦痛を感じていない